

## 第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年2月25日 午前10時00分 招集
2. 令和4年2月25日 午前10時00分 開会
3. 令和4年2月25日 午前11時02分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
監査委員事務局長	渡邊一倫	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	竹原昭典	税務課長	市原修二
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則

農業委員会事務局長 徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本 山 英 二                      議会事務局次長 市 原 多喜男  
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について（議長）

日程第4 施政方針の説明

日程第5 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

令和4年第1回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折にもかかわりませず、定例会本会議に御出席いただきましてことに厚くお礼を申し上げます。本定例会は、令和4年度当初予算の審議をはじめとする最も重要な議会であり、市民生活に関連し、かつその内容も多種多様にわたるものでございます。議案の内容につきましては、後ほど市長から詳細にわたって説明されることと存じますが、議会といたしましては、市民の要望する諸施策を市政運営上に力強く反映すべく努力いたしたいと存じます。したがって、議員各位の熱心な御審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。なお、新型コロナウイルス感染症については、県内にまん延防止等重点措置が適用され、阿蘇市においても多数の感染者が出ている状況であり、今定例会においてもマスク着用や消毒の徹底など、万全を期しての会議とさせていただきます。

時既に早春とは申しながら、余寒なお去り難い時節柄、皆様には御自愛を賜りまして、本市議会の審議に御精励くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和4年第1回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、12番議員、森元秀一君、13番議員、大倉幸也君の両名を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、御報告いたします。

議会運営委員会を2月18日午前10時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしましたので、結果を報告します。

まず、会期につきましては、今定例会の付議事件が専決処分の報告1件、専決処分の承認2件、条例の制定、廃止及び一部改正6件、令和3年度補正予算案7件、令和4年度当初予算案12件、その他8件の計36件であることから、会期日程を本日2月25日から3月16日までの20日間といたしました。

会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりでありますので、御了承願います。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。専決処分の報告1件、専決処分の承認2件を除く、33議案については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託の議案審議については、会期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取扱いについて御報告します。まず、一般質問の通告期限であります。3月2日の午後5時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載していただくこと、また通告内容以外の質疑とならないよう気をつけていただきますよう重ねてお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問内容に対する確かな答弁に努められますようお願いいたします。なお、質問時間ではありますが、答弁も含め45分といたしておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。今回、委員会で阿蘇市議会における新型コロナウイルス感染症対策についての申合せ事項を協議いたしましたので、各議員の皆さんに全員協議会で御報告することといたします。なお、本定例会ではこれまでどおり、会期中はマスク着用や検温、定期的な換気や消毒の徹底を行うとともに、傍聴につき

ましてはまん延防止等重点措置の適用により3月6日までは中止といたします。また、本会議や委員会の審議以外であっても、昼食時の黙食など感染対策に万全を期していただきますよう、各議員の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本日、議会散会の後は全員協議会を開くことにいたしましたので、御出席のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期の日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

皆様のお手元に報告書をお配りしておりますので、主なものについて御報告させていただきます。

まず、監査委員より令和3年11月分から令和4年1月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管してありますので、御自由に閲覧を願いたいと思います。

次に、議長会等の開催状況について御報告いたします。

はじめに、阿蘇市町村議長会総会が1月19日に開催され、令和4年度事業計画及び予算案について協議、承認されました。

また、研修会として、熊本県市議会議員研修会が1月24日に熊本市で予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の急激な増加により、まん延防止等重点措置が適用され、昨年に引き続き今年度の開催も中止となりました。

また、2月16日に開催予定でした熊本県市町村振興協会評議員会についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、急遽書面による会議開催に変更され、各協議事項についてはすべて承認されました。

詳細については、後で御覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

### 日程第4 施政方針の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第4、市長の「施政方針の説明」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

はじめに、施政方針の冒頭ですが、新型コロナウイルス感染症は、全国でオミクロン株の感染が急拡大し、1月に第6波となり、いまだ感染のピークは見え、阿蘇市でも多くの陽

性の方が確認されています。

本市の3回目ワクチン接種は、2回目接種から6か月を経過した18歳以上の方を対象に、医療機関で個別接種を行っています。今後も関係機関と協力し、市民の皆様が安心してワクチン接種できるよう取り組み、引き続き感染拡大防止に努めます。

次に、全国自治協会（東京、理事長 荒木泰臣嘉島町長）の建物災害共済事業の災害見舞金支給は、熊本地震で被災し、災害見舞金の受け取りが完了していない本市を含む10市町村に対し、全国自治協会は、大幅な減額提示を行いました。

被害が甚大であるがゆえに、被災施設の状況把握、支給申請が遅れた自治体の支給減額は、自治体間の公平性を欠いており、早速、2月9日、全国自治協会の理事長に対し、宇城市長と連名で要請書を提出し、不公平感を解消するよう強く要請しました。

本市は、39件の申請に対し、4件が受入未済で、約800万円から2,600万円の減額を受けることになり、今後も引き続き共済事業の運営改善を求めています。

なお、2月17日、全国自治協会から「今後、どのような改善、見直し等が必要か、外部有識者を中心とした検討組織を立ち上げ、今回の熊本地震の事案を含め、専門的立場からの御助言もいただくなどして検討を進めていきたい。」との回答をいただいています。

次に、世界的半導体メーカーTSMCの県内進出では、本市が、様々な分野のアプローチと交流人口拡大によって、確かな経済効果が期待できるよう、本年1月、市長を本部長とする「阿蘇市パブリック・リレーションズ推進本部」を設置しました。

今後、副市長をチームリーダーとする推進チームでは、情報収集・発信、PRツールの整備等、各ターゲット専門部会を設置し、注目度の高い本市施策に取り組んでいきます。

それでは、令和4年第1回阿蘇市議会定例会の開会に当たり、施政方針を述べさせていただきます。

総務。

#### 【総務課】

年明けから職員5名が新型コロナウイルスに感染、急遽、庁舎閉庁を行い、感染拡大防止と市民の皆様健康と生命を守り、業務停滞等が生じないよう細心の注意を払い、最短の業務再開に努めてきました。

また、今般のオミクロン株の急拡大で、市民サービスが滞ることなく、業務継続できるよう新型コロナウイルス感染症に対応した業務継続計画（BCP）を策定し、今後の感染拡大時にも支障なく業務継続が可能となるよういたしました。

令和4年度の行政組織は、健康増進課の新設をはじめ、上下水道課、防災情報課を分離統合し、本市の持続的な発展に取り組み、行財政改革大綱（第3次）の策定、マイナンバー活用による申請等の電子化、押印廃止の見直しを行い、効率的・効果的な行政運営を進めます。

人事行政は、国家公務員の取扱いに準じ、令和5年4月1日から地方公務員の定年延長に対し、例規改正など準備を進め、人事評価制度の本格運用、職員の人材育成、障がい者雇用、専門職（保健師・保育士など）の人材確保に努めます。

光ネットワークは、昨年12月のギガサービスの提供開始以来、1月末までに190件の利用

申込みがありました。

また、本市と産山村におよそ 1 万台を設置しているお知らせ端末機は、導入から 10 年が経過し、令和 4 年度から令和 7 年度にかけ、計画的な更新を進め、安定したサービス提供と運用に努めます。

#### 【政策防災課】

一の宮地区の駐在所設置は、年度内竣工、県警本部の準備が整う 6 月に、警察業務開始としています。

防災行政無線の強靱化を図るデジタル防災行政無線整備工事は、本年 3 月末に、防災無線の主要な親局・中継局・屋外拡声子局の整備が完了します。

また、世界的な半導体不足の影響で遅れていた戸別受信機設置は、4 月から順次、各世帯に設置を進め、11 月に全ての工事を完了、より迅速で的確な防災情報発信が可能となります。

阿蘇中岳第 1 火口は、昨年 10 月に火砕流を伴う中規模噴火で噴火警戒レベル 3（入山規制）となり、11 月に噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）へ引き下げ、その後も火山性微動の振幅は不安定な状態が続き、昨日 24 日、火山活動が活発化し、再び噴火警戒レベル 3 へ引き上げられました。

今後も、福岡管区气象台、環境省など関係機関と連携し、登山客や観光客、地域住民の方々の安全を第一に、突発的な状況変化に常時対応できるよう火山活動状況をしっかり監視していきます。

総務省は、「令和 2 年国勢調査」結果に基づき、過疎地域の見直しを行い、本年 4 月 1 日から旧一の宮町を加え、阿蘇市全域が過疎地域に指定されました。

昨年 9 月に策定しました「阿蘇市過疎地域持続的発展計画」は、今後、見直しを行い、地域の課題解決と持続的な発展に取り組みます。

財政・税。

#### 【財政課】

オミクロン株の猛威が国内外を席卷し、依然として収束が見通せない中、市民の皆様の健康を守り、安定的な暮らしの確保に向け、引き続き、感染拡大防止及び経済回復の両面で適時適切に対策を講じていく必要があります。

また、本格的な人口減少・少子高齢化で税収減や財政硬直化、老朽インフラの維持更新、防災・減災・国土強靱化対策、脱炭素化、DX（デジタル変革）の推進など山積する行政課題に順応できる将来を見据えた足腰の強い行財政基盤の確立が求められます。

そのような中、令和 4 年度一般会計当初予算は、税収面で感染症流行以前の水準に達しない見通しであり、また、相次ぐ災害等による公債費の増、社会保障費の高止まりに加え、公共施設等の維持更新費用など、対前年度 6 月予算比、1.5 パーセント減の約 161 億円規模の編成となりました。

主な投資的事業は、お知らせ端末機更新に伴う管理システム更新事業、阿蘇小学校放課後児童健全育成事業施設整備補助事業、阿蘇保健福祉センター大規模改修事業（第 3 期）、阿

蘇神社周辺整備事業、噴火後の火口周辺復旧及び施設整備事業など、令和3年度繰越予算も含め計画しております。

今後も、変化に富む時代の流れを確実に捉え、総合計画に位置づける基本政策やSDGsの取組を着実に進め、徹底した「選択」と「集中」のもと、行政のスリム化、財政負担の軽減・平準化を行い、健全な財政運営に努めていく方針としています。

#### 【税務課】

新型コロナウイルス感染症による営業等の制限は、法人、個人事業者の営業収支に影響を与え続けており、その状況のもとで、令和3年分所得税の確定申告が始まり、所得状況、税収見込みも不透明であります。今までのwithコロナを意識した経営工夫など、市税の状況が少しでも好転することを期待しています。

納税対応は、令和4年度から納税者の方々が時間、曜日等に制限されず納付できる「コンビニ収納・スマホ決済」を導入し、利便性や収納率向上、接触機会を軽減する感染症対策に取り組みます。

生活。

#### 【市民課】

本市のマイナンバーカード取得率は、1月31日現在、県内市町村全体平均を上回る41.28%となっています。

今後、住民異動届のオンライン化を導入予定であり、各種証明書のコンビニ交付周知とともに、マイナンバーカードを利用した住民の利便性向上を図ります。

生活衛生は、環境への影響抑制として、ごみ減量、資源の有効活用を推進し、市民の方々、事業者等に環境・ごみ問題への関心を一層持っていただく啓発活動に取り組みます。

また、使われずに余った食品等を集め、生活に困っている人たちを支援する団体や施設等に寄附する「フードドライブ」や「食べ残しゼロ活動」を推進し、ごみ減量に努めます。

生活相談は、長期化するコロナ禍で生活困窮に関する相談が多く、各種支援策の活用や関係機関と連携し、相談支援体制のさらなる強化に努めます。

また、本年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、自ら様々な契約締結が可能となり、消費者トラブルに遭う若年層の増加が予想され、消費者被害の未然防止等のため、相談業務、消費者啓発講座、お知らせ端末などで意識啓発や情報発信に努めます。

#### 【人権啓発課】

人権施策は、市民一人一人が人権を身近な課題として、様々な人権問題を正しく理解し、阿蘇市人権・同和教育推進協議会活動や隣保館事業を中心に、人権教育・啓発活動に取り組むとともに、男女が共に支え合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる地域社会の実現や、性の多様性の理解促進に努め、SDGsの目標の一つであるジェンダー平等（社会的文化的性別平等）実現を目指します。

医療福祉。

#### 【福祉課】

子育て支援は、これまでも優先して支援策の充実に努めています。今後も、ハード、ソフト

ト面を合わせた支援や周知を行い、「子育て世代が住みたい、住み続けたいまちづくり」に取り組みます。

坂梨保育園の移転改修工事は、順調な工事進捗であり、8月完成を予定しています。

また、阿蘇小学校区の学童保育施設は、補助事業を活用し、社会福祉法人が事業主体で改修工事を行うなど、今後も官民一体となった子育て環境の充実につなげます。

児童虐待等未然防止及び早期発見、早期解決に向け、子ども家庭総合支援拠点を設置し、福祉・ほけん・教育等が連携し、子どもたちの命の尊厳に配慮した体制整備に取り組みます。

今後も国策に基づく子育て支援・生活困窮者支援施策等が展開される見通しであり、各種支援施策を迅速かつ丁寧を実施するとともに、個別相談では、困窮者自立支援事業、生活保護制度など、多面的・包括的な支援・対応を行います。

障がい福祉分野は、「障がいがあってもなくても、互いに人格と個性を尊重し、ともに歩む社会の実現」の基本理念で、各種施策を実施、障がいを持つ方々のニーズや利用動向等を把握しながら、「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまちづくり」を進めます。

#### 【ほけん課】

国民健康保険事業は、特定健診等の受診率を高めることで、早期の生活習慣改善につながりながら、医療費抑制に取り組みます。

後期高齢者医療事業は、令和4年度以降、団塊世代が75歳以上となり、現役世代の保険料負担上昇を抑制するため、本年10月から現役並み所得者を除いた一定以上の所得者は、医療費窓口負担割合が2割になり、制度改正の趣旨も含め丁寧に対応していきます。

介護保険事業は、第8期事業計画を推進するとともに、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする第9期事業計画の策定準備を進め、より安定した事業運営に努めます。

令和4年度の組織再編は、福祉課で所管する高齢者福祉業務全般がほけん課へ移管され、高齢者医療と福祉の窓口一本化によって、市民の皆様の利便性向上が期待されます。また、新設される健康増進課は、子どもの心身の健やかな成長を支えるとともに、全世代を通じた健康づくりと生活習慣病の重症化予防に努めます。

#### 【阿蘇医療センター】

新型コロナウイルス感染症対応は、令和2年4月の第1波から第6波の感染拡大期に、阿蘇圏域唯一の第二種感染症指定医療機関として、陽性患者の受入れ、住民や施設入所者のワクチン接種、発熱外来診療、高齢者施設などの指導等に対応しています。

また、これらの非常事態下の医療活動、政策医療の体制整備と併せ、県指定の阿蘇中部在宅サポートセンターとして、機能充実を図り、圏域全体の医療機能向上・維持に取り組んでいます。

地域の保健医療施策は、第7次阿蘇地域保健医療計画に沿って、生活習慣病の発症予防と重症化予防及び医療と介護の融合等を推進し、医療機能面は、脳疾患・心疾患・がん疾患・糖尿病・総合診療・救急医療・高齢者医療等の充実化をさらに図ります。

なお、市民要望のあった皮膚科開設は、4月開設を予定しています。

引き続き、医師、看護師等の人材確保、充実に取り組み、阿蘇圏域医療の地域完結を目指します。

今後も阿蘇市及び阿蘇医療圏拠点病院として、住民の方々の健康・生命を守り、地域の医療需要や環境変化に適応した機能の整備充実に尽力していきます。

経済。

#### 【農政課】

農業収益は、新型コロナウイルス感染症拡大で本市の農林畜産業に経済的影響が懸念されることを踏まえ、生産基盤の維持強化を図ります。

農業振興は、新規就農の定着化など環境整備支援を行い、魅力ある本市農業の実現を目指します。

波野地域は、大野川上流地区の農業用水安定供給に向け、土地改良事業関連施設を安全かつ適切に維持管理する「阿蘇東部土地改良区」を昨年12月に認可、設立しました。

また、同地区の優良農地を確保するため、農地基盤整備や水利用促進、担い手確保について、集落単位の協議を進めていきます。

平成19年から整備を進めてきた阿蘇中部地区広域農道整備は、赤水工区のバイパス工事を最終区間とし、本年秋に完了見込みであり、赤水地区の渋滞緩和や北側復旧ルートへのアクセス改善が図られ、農産物輸送の効率化が期待されます。

畜産環境対策は、脱臭資材等で実証実験を今後も継続し、畜産臭気軽減に向け、さらなる効果検証、事業化の検討を行い、地域と畜産業が共存できる対策に取り組みます。

#### 【観光課】

新型コロナウイルス感染症で打撃を受けた旅行需要回復を目的に、本年度は、事業継続支援、宿泊補助、夜の賑わい創出、教育旅行合宿支援、感染予防対策支援等各種施策を進めてきました。

今後も感染状況等を踏まえ、事業者負担軽減と経済浮揚に努めます。

阿蘇山上は、阿蘇中岳第一火口の噴火警戒レベル引下げに応じ、速やかに火口見学エリア復旧工事及び二次避難施設整備等に着手します。

#### 【まちづくり課】

一昨年よりコロナ対策として、本市経済の下支えと家計負担軽減を目的としたプレミアム付き商品券事業をはじめ、雇用維持を図る事業者支援金給付等を実施してきましたが、引き続き、関係機関と連携しながら、withコロナに対応した経済対策に取り組みます。

本市の「ふるさと応援寄附金」は、生産者や関係事業者の御協力で返礼品の品質向上や充実が図られた結果、本年1月末時点で昨年比131%の2億1,700万円が寄附されています。

令和4年度も、より多くの皆様に阿蘇市を応援いただけるよう返礼品のさらなる充実と情報発信に努めます。

人口減少が顕著な地域の空き家増加対策が課題となる中、移住・定住促進を目的とした空き家バンクの取組は、これまで93件の空き家が解消されました。

今後も、所有者の方に空き家の利活用を考えていただくための周知を図り、「空き家バン

ク」の充実で移住・定住促進を図っていきます。

インフラ。

#### 【建設課】

中九州横断道路・熊本県側は、「大津熊本道路（大津～九州縦貫自動車道間）」のうち、「合志～熊本間」が令和2年度に事業化となり、現地測量等の調査が実施されていますが、沿線地域に世界的な半導体製造企業進出が決定され、さらなる物流効率化・生産性向上等が図られるよう、残る「大津～合志間」の早期事業化に向け、関係自治体と協力して国へ要望していきます。

また、「滝室坂道路」では約26億円の追加予算（R3/12月）が配分され、さらに事業進捗が期待されます。

「竹田阿蘇道路」は、一部用地買収に着手、着実な事業推進が図られています。今後も用地交渉など事業が円滑に進むよう地元調整に努めます。

阿蘇山直轄砂防事業は、現在、阿蘇市内8か所で進められ、令和3年度に西小園川堰堤が完了し、令和4年度は西湯浦・狩尾・古城七区の堰堤が完成予定です。

市管理河川は、洪水対策として河川断面を阻害する堆積土砂のしゅんせつや竹林・雑木の伐採を実施します。また、護岸整備は、特に集落に密着した未整備護岸の整備を実施し、宅地等の被害防止に取り組みます。

幹線道路（通称8メートル道路）は、整備から十数年が経過、平成24年水害や熊本震災後、大型工事車両通行で道路の凹凸が顕著であり、令和4年度から計画的に舗装改修を実施します。

#### 【住環境課】

環境関係は、阿蘇市環境基本条例に基づき、平成25年度に策定した阿蘇市環境基本計画が令和4年度に終期を迎えるため、これまでの実施検証を行うとともに、環境を取り巻く状況変化や新たな課題等に対応する計画改定に取り組みます。

また、地球温暖化対策の一環で、今年度、公用車では2台目となるCO2を排出しない電気自動車を導入しました。

電気自動車は、災害やイベント時の電力供給源など多角的な利活用も見込まれ、脱炭素化を進めます。

市営住宅は、着工中の「赤水西団地建設」の2月末竣工を予定し、4月からの供用開始に向け、入居決定等の手続を進めます。

下水道事業は、令和3年度着工の南黒川地区管渠整備工事を令和8年度完成に向け、取り組みます。

#### 【水道課】

人口減少で料金収入減少や水道施設老朽化に伴う施設更新費用増大が、健全な水道事業経営に影響を与える状況となっています。

住民生活の根幹である生活用水の安定的な供給を将来にわたり維持するため、施設整備基本計画及び経営戦略を基に計画的な施設更新整備を行い、経営改善、効率化を進め、持続可

能な水道事業経営安定化を目指します。

教育。

#### 【教育課】

1月9日、2年ぶり開催の令和4年阿蘇市成人式は、新成人の皆様へ事前に抗原検査キットを配布するなど万全な感染防止対策を行い、225名（本市の新成人対象者299名）の新成人を迎え、予定どおり開催することができました。

今回の成人式は、新成人で組織された実行委員会で準備、式典が主導され、手作りの中に晴れやかで、凜としたすばらしい成人式となりました。

また、オミクロン株の全国的な感染拡大は、本市でも学校関係者の感染が確認され、濃厚接触者の特定や校舎内消毒のため、複数の小中学校で臨時休業を行いました。

幸い、これらの学校でクラスター感染の発生はありませんでしたが、引き続き、新しい生活様式のさらなる徹底に取り組むとともに、今後も国、県教育委員会はもとより、各学校や保護者、保健所、学校医と連携しながら、感染防止に努めます。

I C Tをはじめとする学校教育は、臨時休業や自宅待機措置期間でもタブレット端末を自宅に持ち帰り、リモートでオンライン授業を進めるなど学びの保障に努めてきました。今後もさらなる学力向上に取り組めます。

社会教育は、新型コロナウイルス感染症で、学びの機会が奪われており、幅広い世代に地域コミュニティへの参画や実践を通じ、豊かな人間性や社会性を育める体制と環境づくりに取り組み、社会体育では、火の山スポーツクラブを中心に市民が参加しやすいスポーツ環境づくりに努めます。

おわりに。

今後も、市民の皆様と心を一つに、安全・安心な阿蘇市を目指し、次世代のための施策等を全力で推し進めていきます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の施政方針の説明を終わります。

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第5、市長より今期定例会に提出される議案の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、令和4年第1回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号「専決処分の報告について」

本件は、令和3年9月17日、阿蘇市赤水において発生した一般車両の物損事故について、令和4年1月11日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

承認第1号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について」

本件は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、「子育て世帯への臨時特別給付金」を一括して現金給付するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出ともに子育て世帯への臨時特別給付金事業及び事務費を追加しています。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,013 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 184 億 475 万 4,000 円としました。

承認第 2 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」

本件は、新型コロナウイルス感染症対策等の早期実施のため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、国庫支出金を追加しています。

歳出では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係経費に加え、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業等を追加しています。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 4 億 3,152 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 188 億 3,628 万円としました。

議案第 1 号「行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本件は、国が進める押印等の見直しによる行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、関係条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

議案第 2 号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 3 号「阿蘇市職員定数条例の一部改正について」

本件は、感染症などの危機管理や行政需要の変化に柔軟に対応するとともに、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に係る職員の定年引上げに伴う職員の定数を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 4 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に準じた改定及び給与制度の適正化等を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 5 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 号「阿蘇市保育園バス設置及び管理に関する条例の廃止について」

本件は、阿蘇市保育園バスの廃止に伴い、本条例を廃止するものであります。

議案第 7 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について」

歳入では、地方交付税、寄附金等を追加し、市債等を減額しています。

歳出では、国補正（第 1 号）に伴い、阿蘇山火口周辺等整備事業、県営経営体育成基盤整

備事業（第5阿蘇地区）負担金等を追加し、事業費確定等に伴い、各費目で追加または減額しています。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億7,603万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を191億1,231万3,000円としました。

議案第8号「令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」

歳入では、阿蘇中岳の立入規制による道路使用料等の減収、それに伴う一般会計繰入金を追加しています。

歳出では、観光施設費及び観光振興費、予備費を減額しています。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,351万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を7,748万3,000円としました。

議案第9号「令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

歳入では、雑入を追加、市債を減額し、歳出では総務費及び公債費を追加、事業費及び予備費を減額しています。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ270万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を5億7,471万4,000円としました。

議案第10号「令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」

歳入では、国庫支出金及び県支出金を追加、繰入金を減額しています。

歳出では、総務費、保険給付費及び諸支出金を追加、予備費を減額しています。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,758万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を34億7,715万1,000円としました。

議案第11号「令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について」

歳入では、後期高齢者医療保険料を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額しています。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ32万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を4億7,898万円としました。

議案第12号「令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第2号）について」

歳入では、諸収入を追加し、歳出では財政調整基金費を追加、予備費を減額しています。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ112万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2,155万1,000円としました。

議案第13号「令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）について」

歳出では、財政調整基金費を追加し、併せて予備費を減額していますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」

前年度当初予算と比較し、歳入では、市税、寄附金等の増を見込み、繰入金、市債等を減額して計上しています。

歳出では、お知らせ端末更新に伴う管理システム更新事業、阿蘇小学校放課後児童健全育

成事業施設整備補助事業、阿蘇保健福祉センター大規模改修事業（第 3 期）、阿蘇神社周辺整備事業等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 161 億 296 万 5,000 円としました。

議案第 15 号「令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

歳入では、公園道路使用料を計上し、歳出では公園道路の業務委託料及び火山防災に係る経費として一般会計繰入金等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 7,200 万円としました。

議案第 16 号「令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金及び繰入金等を、歳出では総務費及び事業費等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 5 億 2,595 万円としました。

議案第 17 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を、歳出では総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 35 億 2,835 万 8,000 円としました。

議案第 18 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等を、歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 34 億 7,364 万 8,000 円としました。

議案第 19 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入を、歳出では総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 5 億 2,593 万 4,000 円としました。

議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では水道管理費等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,140 万 5,000 円としました。

議案第 21 号「令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では水道管理費等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 680 万 1,000 円としました。

議案第 22 号「令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では水道管理費等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,815 万 9,000 円としました。

議案第 23 号「令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

歳入歳出ともに原野貸付けに係る予算を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 3 万 9,000 円としました。

議案第 24 号「令和 4 年度阿蘇市水道事業会計予算について」

収益的収入では、上水道事業収益及び簡易水道事業収益を計上し、総額を 4 億 9,271 万

7,000 円に、収益的支出では上水道事業費、簡易水道事業費及び予備費を計上し、総額を 4 億 8,804 万円としました。

資本的収入では、上水道事業資本的収入及び簡易水道事業資本的収入を計上し、総額を 2 億 4,023 万 9,000 円とし、資本的支出では、上水道事業資本的支出、簡易水道事業資本的支出及び予備費を計上し、総額を 4 億 1,197 万円としました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 7,173 万 1,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第 25 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計予算について」

収益的収入では、医業収益及び医業外収益等を計上し、収益的支出では医業費用及び医業外費用、特別損失等を計上しています。

これらによりまして、収益的収入及び支出予算総額を 28 億 6,243 万 5,000 円としました。

資本的収入では、企業債及び他会計負担金を計上し、総額 4 億 6,795 万 6,000 円とし、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金、市借入金償還金を計上し、総額 5 億 9,636 万 3,000 円としました。

なお、資本的収入が支出額に対して不足する額 1 億 2,840 万 7,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填します。

議案第 26 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」

本件は、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更したいので、地方自治法第 290 条の規定により構成団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第 27 号「市道路線の廃止について」

本件は、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 28 号「市道路線の認定について」

本件は、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 30 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 31 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 32 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 36 件（報告 1 件、承認 2 件、条例 6 件、予算 19 件、その他 8 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後、午前 11 時 15 分から本会議場で全員協議会を開催いたしますので、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

午前 11 時 02 分 散会